

いじめ防止対策基本方針

黒松内町立黒松内小学校

1 はじめに

「いじめは、どこでも、だれにでも起こりうる」ということを基本的に認識し、児童が楽しく、健やかに成長できる、安心・安全な学校づくりのために基本方針を策定した。

2 いじめの定義

「いじめ」を、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

3 いじめに対する基本的な考え方

日常の教育活動において、「いじめを許さない、起こさない」という雰囲気を作り、また、姿勢を見せることで、児童が安心して学校生活がおくれるものとする。そのためには、全職員が、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

4 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任などからなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

毎月、職員会議において、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

5 いじめ未然防止の取組

(1) 学級経営の充実

- ・ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、いじめ実態調査、Q-U 検査等を通して児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・ 児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- ・ Q-U 検査結果の考察と対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観

察との共通点及び相違点など)を考え、職員全体で共通理解を図る。

- ・ いじめ実態調査の実施後、学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
 - ・ 児童と関わる時間を積極的に設け、教育相談の充実に努める。
- (4) 縦割り班活動の充実
- ・ 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学び、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
- ・ 全校児童のインターネット及び携帯電話、ライン等に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育を行うなどして迅速に対応する。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
- ・ 中学校や保育所と情報交換や交流学习を行う。

6 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

- ・ 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談等により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、中学校などと連携して課題解決に臨む。

(2) いじめ実態調査の実施

- ・ 年2回いじめ実態調査を行い、この結果をもとにして、全児童を対象に面談を行い、子どもたちの思いをくみ取る。

7 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実がかくになされた場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、相談室等において学習を行うなどの措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。